

告 示

埼玉県告示第九百二十五号

測量計画機関である伊奈町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年八月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

伊奈町

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量・四級基準点測量・境界点座標変換）

三 作業地域

北足立郡伊奈町中央部

四 作業期間

平成二十九年八月二十一日から平成三十年三月二十三日まで